

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 25日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第20号

佐用町乳児等通園支援事業の認可に関する要綱

佐用町乳児等通園支援事業の認可に関する要綱をここに公布する。

令和 8年 3月 25日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町乳児等通園支援事業の認可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法施行規則」という。）に規定する乳児等通園支援事業の認可等について必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2条 法第34条の15第2項の規定により、乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(意見の聴取)

第3条 町長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、法第34条の15第4項の規定により、あらかじめ、佐用町子ども・子育て会議条例（平成25年佐用町条例第22号）に規定する佐用町子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

(認可の申請に対する通知)

第4条 町長は、第2条の申請に対し、認可するときは乳児等通園支援事業認可決定通知書（様式第2号）により、認可しないときは乳児等通園支援事業認可不承認通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 法施行規則第36条の36第3項及び第4項の規定による届出は、乳児等通園支援事業者認可事項変更届出書（様式第4号）によるものとする。

(廃止又は休止の申請)

第6条 法第34条の15第7項の規定により、乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止しようとする者は、乳児等通園支援事業廃止（休止）申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認するときは乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書（様式第6号）により、承認しないときは乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

(認可の取消し)

第7条 町長は、法第58条第2項の規定により認可を取り消すときは、乳児等通園支援事業認可取消通知書（様式第8号）により、当該認可の取消しに係る者に通知するものとする。

(立入調査)

第8条 町長は、乳児等通園支援事業認可を受けた者（以下「認可事業者」という。）に対して、法第34条の17第1項の規定により、立入調査を行うことができる。

2 立入調査は、調査の期日その他必要な事項を認可事業者に通知し行うものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

乳児等通園支援事業認可申請書

年 月 日

佐用町長 様

所在地
申請者 氏名又は名称
代表者氏名

児童福祉法第34条の15第2項の規定による乳児等通園支援事業の認可を受けたいので、以下のとおり申請します。

1 名称

2 事業の種類

一般型乳児等通園支援事業 余裕活用型乳児等通園支援事業

3 位置（住所）

4 事業開始の予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 実施計画書（一般型の場合：別紙1、余裕活用型の場合：別紙2）
- (2) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (3) 事業の運営についての重要事項に関する規程
- (4) 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
- (5) 収支予算書
- (6) 乳児等通園支援事業を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
- (7) 法人格を有することを証する書類
- (8) 定款、寄附行為その他の規約
- (9) 誓約書（別紙3）
- (10) その他町長が必要と認める書類

備考

- 1 「事業の種類」は、該当する口にしをつけること。
- 2 「位置」は、事業を実施する住所を記載のうえ当該住所を中心とした周辺地図を提出すること。
- 3 「添付書類」の(7)は法人である場合、(8)は法人又は団体である場合に限る。
- 4 都道府県が認可等をした保育所、幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が余裕活用型を申請する場合における「添付書類」の(2)のうち事業の実施場所を示す平面図以外の書類、(4)、(6)及び(7)については、子ども・子育て支援法第29条第1項の確認等において町が把握できている場合は省略可能。
- 5 「添付書類」の(8)は、既に佐用町に提出済の定款等において、第二種社会福祉事業「乳児等通園支援事業」の実施が確認できる場合には省略可能。

(別紙1)

乳児等通園支援事業実施計画書（一般型用）

1 基本情報

施設名称	
施設の所在地	
区分	<input type="checkbox"/> 在園児合同型 <input type="checkbox"/> 専用室独立型
受入年齢	歳から 歳まで
事業開始予定日	
提供日及び時間	
提供を行わない日	
利用料金	円/時間
キャンセル料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 キャンセル料が発生する場合の理由 ()
給食・おやつ	給食 <input type="checkbox"/> 有 () 円/食 <input type="checkbox"/> 無 おやつ <input type="checkbox"/> 有 () 円/食 <input type="checkbox"/> 無
その他費用	<input type="checkbox"/> 有 内容 () () 円 <input type="checkbox"/> 無

2 職員配置等に関する調査

事業所の責任者	氏名		職名			
	生年月日		住所			
	教育職又は児童福祉事業の経験年数			年		
職員の配置状況	職員数	人	うち保育士資格者数	人		
	専従者数	人	うち保育士資格者数	人		
利用定員	0歳	人	1歳	人	2歳	人
職務内容						

3 施設整備状況調査

(1) 施設設備

設備	室数	乳児等通園支援事業を実施する面積	基準面積	設置階
乳児室				<input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 3階 <input type="checkbox"/> 4階以上
ほふく室				<input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 3階 <input type="checkbox"/> 4階以上
保育室				<input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 3階 <input type="checkbox"/> 4階以上

遊戯室				<input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 3階 <input type="checkbox"/> 4階以上
便所				

(2) 室別面積等

(各室の面積) ※平面図を添付して下さい。

設備	対象児年齢	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積
乳児室	0歳児			(1.65 m ² /人)
	1歳児			(1.65 m ² /人)
ほふく室	0歳児			(3.3 m ² /人)
	1歳児			(3.3 m ² /人)
保育室	0歳児			(3.3 m ² /人)
	1歳児			(3.3 m ² /人)
	2歳児			(1.98 m ² /人)
遊戯室	0歳児			(3.3 m ² /人)
	1歳児			(3.3 m ² /人)
	2歳児			(1.98 m ² /人)

(3) 防災等 (保育室等を2階以上に設置する場合)

要件			確認欄	
			2階に設ける場合	3階以上に設ける場合
ア	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。			
イ	保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。			
	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	/
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	/
避難用		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備		

			3 屋外階段	
	4 階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
ウ			イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。	
エ			一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 1 スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。 2 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。	
オ			壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。	
カ			保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。	
キ			非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。	
ク			カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災	

処理が施されていること。	
--------------	--

4 食事の提供（給食を実施している場合のみ記入）

食事の提供方法	<input type="checkbox"/> 外部搬入 <input type="checkbox"/> 自園調理	加熱、保存等の機能を有する設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
調理室	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（認可保育施設の場合）認可保育施設と同様の提供方法・設備で	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない

5 その他

(1) 地域との連携に関する取組

--

(2) 秘密保持に関する必要な措置（運営規程に規定されている場合は省略可）

--

(別紙2)

乳児等通園支援事業実施計画書(余裕活用型用)

1 基本情報

施設名称	
施設の所在地	
区 分	余裕活用型乳児等通園支援事業
受入年齢	歳から 歳まで
事業開始予定日	
提供日及び時間	
提供を行わない日	
利用料金	円/時間
キャンセル料	<input type="checkbox"/> 有 キャンセル料が発生する場合の理由 <input type="checkbox"/> 無 ; ()
給食・おやつ	給食 <input type="checkbox"/> 有 () 円/食 <input type="checkbox"/> 無 おやつ <input type="checkbox"/> 有 () 円/食 <input type="checkbox"/> 無
その他費用	<input type="checkbox"/> 有 内容 () () 円 <input type="checkbox"/> 無

2 職員配置等に関する調書

[1] 事業所の責任者

氏 名		職 名	
生年月日		住 所	
教育職又は児童福祉事業の経験年数			年

[2] 職員の配置状況

ア 定員(1号、2・3号合計)

	0歳児	1・2歳児	3～5歳児	合計
教育・保育の利用定員				A
教育・保育の在籍児童数				B
利用定員の空き枠(A-B)				

イ 室別面積等 ※平面図を添付して下さい。

	0歳児	1・2歳児
保育室等の面積(C)		
保育に必要な面積(D)		
乳児等通園支援事業に充てられる面積(C-D)		

ウ 職員配置

	0歳児	1・2歳児
保育に従事する職員数（E）		
（うち保育士数）		
保育に必要な職員数（F）		
乳児等通園支援事業に従事できる職員数（E－F）		

3 食事の提供（給食を実施している場合のみ記入）

食事の提供方法	<input type="checkbox"/> 外部搬入 <input type="checkbox"/> 自園調理	加熱、保存等の機能を有する設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
調理室	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（認可保育施設の場合）認可保育施設と同様の提供方法・設備で	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない

4 その他

(1) 地域との連携に関する取組

(2) 秘密保持に関する必要な措置（運営規程に規定されている場合は省略可）

（別紙3）

誓約書

年 月 日

佐用町長 様

所在地

申請者 氏名又は名称

代表者氏名

乳児等通園支援事業の認可申請に際して、児童福祉法第34条の15第4項各号の規定に該当しないことを誓約いたします。

第 号
年 月 日

様

佐用町長

印

乳児等通園支援事業認可決定通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業については、児童福祉法第34条の15第5項の規定により次のとおり認可します。

- 1 乳児等通園支援事業の事業所の名称

- 2 事業の種類 一般型乳児等通園支援事業
余裕活用型乳児等通園支援事業

- 3 乳児等通園支援事業の事業所の所在地

- 4 定 員 名

- 5 設置年月日

様

佐用町長

印

乳児等通園支援事業認可不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、下記により不承認としたので通知します。

記

理由

（不服申立て及び取消訴訟）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐用町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐用町を被告として（訴訟において佐用町を代表する者は佐用町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第5条関係）

乳児等通園支援事業者認可事項変更届出書

年 月 日

佐用町長 様

所在地
届出者 氏名又は名称
代表者 氏名

次のとおり変更があった（変更をしたい）ので、児童福祉法施行規則第36条の3第3項及び第4項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

事業所の名称等	名称	変更の内容		
	所在地			
※変更があった該当項目番号に○を付してください。		変更年月日	変更前	変更後
1	事業所の名称、種類又は位置			
2	（法人又は団体の場合）定款、寄附行為その他の規約			
3	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面			
4	事業の運営についての重要事項に関する規程			
5	経営の責任者又は福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴			
変更の理由				

備考

- 1 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 2 1又は2に変更があったときは、変更のあった日から起算して1か月以内に届け出てください。
- 3 3～5を変更しようとするときは、あらかじめ届け出てください。

様式第5号（第6条関係）

乳児等通園支援事業廃止（休止）申請書

年 月 日

佐用町長 様

所在地
申請者 氏名又は名称
代表者氏名

児童福祉法第34条の15第7項の規定による認可の廃止（休止）をしたいので、以下のとおり申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話：
	メール：
廃止又は休止及びその理由	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 理由：
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	
廃止（予定）年月日	年 月 日
休止（予定）期間	年 月 日から 年 月 日まで
（廃止の場合） 財産処分	

様

佐用町長

印

乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止（休止）については、承認したので通知します。

1 乳児等通園支援事業の事業所の名称

2 事業の種類 一般型乳児等通園支援事業
 余裕活用型乳児等通園支援事業

3 乳児等通園支援事業の事業所の所在地

4 廃止（休止）予定年月日（期間）

廃止期日 年 月 日
（ 年 月 日から 年 月 日まで）

様

佐用町長

印

乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止（休止）については、下記により不承認としたので通知します。

記

理由

（不服申立て及び取消訴訟）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐用町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐用町を被告として（訴訟において佐用町を代表する者は佐用町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日 号

様

佐用町長

Ⓔ

乳児等通園支援事業認可取消通知書

年 月 日付け 第 号で認可を行った乳児等通園支援事業の認可については、下記のとおり取消しますので、通知します。

記

- 1 事業所名
- 2 事業の種類 一般型乳児等通園支援事業
 余裕活用型乳児等通園支援事業
- 3 所在地
- 4 認可取消しの理由

（不服申立て及び取消訴訟）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐用町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐用町を被告として（訴訟において佐用町を代表する者は佐用町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。